明治廿五年十月

（非賣品）

大日本蠶絲會報告

第五號

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報告第五號目次

●論說

◎生絲檢査所設立に就て　大日本蠶絲會特別會員　小畑岩次郎

◎士風論　大日本蠶絲會賛成會員　農學士　大林雄也

●寄書

◎病蚕治療法に就て　大日本蠶絲會特別會員　三浦靜一

●統計

◎明治廿四年度生絲産額種別統計　◎明治廿四年各府縣産額種別統計追加

九月中生絲所別期繰物買込及賣渡高引取金額統計

●問答

◎純粗なる養蚕家繰殺方の問答

●外報

◎米國生絲貿易に關するマクキンレー稅問の効果　◎日本及支那生絲輸出の狀況　◎伊國蚕蠶の結果

●雜報

◎九月中横濱生絲手合高價格及標準相場　◎横濱蠶絲貿易商組合規約の確定　◎長野縣製糸業者多くは其分所に製絲場設置　◎佐々木長淳氏の蠶糞紙製造法　◎小田原に養蚕傳習所創立の計劃　◎三重談論生絲品評會開設の計劃　◎出形縣の製絲改良協會　◎養蚕家の効驗　◎製絲工女の同盟罷工　◎大日本蠶絲會員の新加

◎大日本蠶絲會役員

◎技藝委員

○評議員

○幹事

第五號

大日本蠶絲會報告第五號

●論說

◎生絲檢査所設立に就て

大日本蠶絲會特別會員　小畑岩次郎

生絲檢査所の設立案は一たび第三議會に於て壇田與造氏等か提出して大に設立の必要を論せしも提出者の注意輕きに流れ行違上より議員の成情を害し終に否決の不幸に陷りしが其後官民共に此事業に就ては留意措かざる處と雖ども加之海外諸國に於ては北米合衆國の發勵柔支那の改良奮勉して此業に國力を謀すの傾向あり聞く當局者に於ても既に數年以前に其必用を感じ精密に調査して只時機宜しきを俟つの時なれば强第四議會に提出せんと其案を整ひ主務大臣は之を閣議に提出するの運ひに至りしも閣議は之を否決したりと云ふ抑も閣議が之を議會に提出せざるに決せしは如何なる理由に依て斯る詮議に至りしや政費節減のため敢に出たる手段は政畧上他に理由の存せしものあるべきも吾人の知るべき所にあらざれども新聞紙上に散見する所に據れば前議會に政府より提出したるものゝ外事の新規に屬するものは一切之を提出せざるとに決せりと果して然りとせば現政府が國家理財の本源たる實業上に對

し甚だ遺憾なる處置にあらさらん然事業の輕重と緩急とは議案の年度にのみ關係するものにあらず前同政府より提出せざるものにして今日之を見れば一層緊急にして重大のものなきにしもあらず所謂蠶絲業問題に係る此生絲檢査所の設置及蠶業傳習所擴張の如き前回に於ては左程の急務と認めざるも當春已來海外各國互に斯業の發達を謀り保護奬勵競ふて（佛國の奬勵伊國の保護支那の改良其他米國の起業勸奬等本會報告筆外海外蠶絲業保護奬勵方法彙報に詳かなり）怠りなく殆んど坐視彷觀すると得さる今日の時機に至りたれば斯業に關する問題の如きは他の事業に於ける僅かの輸出增加を望む子內地の需用に止るが如きものゝ比にあらず實に之が消長如何如何國家經濟の消長如何に關係し今日の實業問題中に於ても急務中の最も急務たる貴重のものなり然るに世上に傳ふるが如くして之が事業の輕重を疑みす緩急相混し只前回に提出せざるものは之を見合すとの一束論に葬られしものとせば之をして如何評すべき乎國家經濟の命脈とも云ふべき斯業をして餘り冷淡なる且つ墓なきとにあらず況今生絲檢査所設立の必要を論せんとするに際し恰も好し在晩高波領事代理鬼頭鄕二郎氏よりの報告に係る我生絲檢査所設立方案に付意見を題し彼我貿易上の實地に照し調査周到能く論告したるものに接し余輩が調査せし所見と大同小異能く其要を盡しあれば余輩か調査の要領を玆に喋々するよりも却て他の引證を示し直に該報告を左に揭て本論の要旨を知らしめ尙后段に於て之を論結せん

本邦生絲改良に關する意見等に就ては雖に紐育在勤中報告せし所のもの數回而して其改良の方法支

目は已に業に論辨試道して殆ど餘蘊なしといふも敢て過言に非るべきを信するなり尙本年三月中を以ても本邦生絲に關する緊件と題し縷々陳辨し置きたりしが其際約して曰く生絲の改良進歩を圖り其信用を博するの方法一にして足らずと雖も生絲檢査所を設け各自の望に應じて其檢査に應せしむるが如きも又改良の一手段に居れりと信ず依て最に紐育在勤中全地の檢査所に就きて其組織の方法創立の費用維持の費目手數料徵收の割合等寄も有に關する事項は大概調査を遂げ置きたるを以て右に就ては追て意見を付し報告する所あるべしと云々爾來本邦生絲社會の狀況を察するに檢査所設立の漸漸く歩を進めて今や殆ど其時機熟するものゝ如し幸に今專接の調査成るを告ぐ依て左に詳報せんとす蓋し幾分參考の資となるを得ば幸甚

元來生絲は多孔の品質を帶ふるが故に忽にして濕氣を吸收し忽にして之を失却するものとす夫れ其物は斯の如く濕氣に感ずること最も敏捷なる品質なるが故に空中の濕氣を査定する爲め學術上に之を用ゆるものとす

爰に今試に充分に生絲を乾燥し置きて之を尋常の室內に置けば一時間にして大凡六分方の重量を增すものとす又之を充分に乾燥したる後空中に置けば八分より少なからざる水分を含み時宜に依れば一割五分相當の水分をも含むことあり然るに曾て濕氣を帶びたる色を表面に顯はすことなしされば賣買取引上より觀察するに非常に不便を免れざることにて隨て意外の誤解行違を來し且つ詐僞の弊

とも亦免れざるのみならず其買はんとし又賣らんとするに當り水分の多少を知るに由なきことなれば手素賣買上に不安心を免れざるものと知るべし

爰に賣買兩者あらんに賣主は其所持の生絲には賣買取引上に定むる丈けの相當濕氣を含有せざることを欲し買主は生絲に代るに水分に對し代金を拂はざらんことを欲するも常に事の反對に出づるが故に生絲は當初製絲家の手を辭し化して織物となる迄に賣買兩方の間に蒐集を生ずること實に枚舉に遑あらざるなり尙之を詳說すれば製絲家は輸出者に其生絲を賣るに際し其含有する濕氣の多寡を爭へ輸出者と製造者との間にも亦全樣の蒐集を生じ尙最後に至りては製造者と燃絲者及染業者の間にも亦同樣の蒐集を生し曾て際限あることなし

されば今何等の方法を以て通般の蒐集を未前に防ぐことを掛んか生絲製造地に確實なる檢査所を設け生絲を檢査せば容易に之を成すを得べきのみ然るとき是は初めより一切の蒐集を未前に防ぎ一切の詐僞を未發に過むるを得べし其法製絲家は生絲を檢査所に送りて其濕氣の多寡を査定せしむべし而して其費用は通常の一封度(百甘匁)に付一仙と定め賣主に於て其一半買主に於て其一半を負擔するものとせば其費用は實に至少に過ぎず然るに今生絲檢査の證票を示して生絲の實量を願し合せて其細粗を明にすることを得ば賣買取引上に於て兩者に充分の滿足を與へ隨て其取引を圓滑ならしむるは容易の業のみ是之を考察し來れば生絲檢査の効驗實に至大と云ふべし

生絲含有の濕氣に就ては之より先き一千八百四十年を以て佛測に於て充分乾燥の量目に一割一分を加ふるを以て相當の割合とは定めたりしが降て千八百七十五年チューリヤンの大會議に于て之を確認することゝはなれり爾來今日に至る迄佛米共に此一割一分の定めを以て賣買取引上の目安とはなすなり

凡そ佛測に輸入せる生絲の大半と合衆國に輸入せる生絲の大概は其輸入地に於て檢査なせり然るに元來生絲檢査の事業は斯く迄有用なるは勿論亦敢て敢支相償はざる事業にもあらざるに往年今日の久しきに至るも猶日本に生絲檢査所の設置を見ざるは越る遺憾の事と云ふべし

然るに廣東の如きは既に一昨明治廿三年六月以降既に生絲檢査所を創立し既に別紙(別紙略す)に添付せる如き證票を發付し今や市場に於て漸次信用を博し來れりといふ是れ若し今支那人民にして其生絲に付するに檢査證票を以てし其生絲の實量に據りて販賣することゝならんには買主は來る舊來の不定なる量目に續らんよりは支那絲を買入ることを好むに至るべし

生絲檢査所に於ては生絲の細組を定むるに一定の法を用ゆるが故に日本の如き種々樣々の種衞を用ゆる國に取りては別して其細粗大小に關する誤解行違を防ぐの功能あるべし爰に今一例を擧げんに一昨年の事なり電報を以て若干細組の生絲四種を二ヶ月以内に買取ったりしが其荷の着するに及んで至細に失したりとて荷受するを拒まれたることあり是れ畢竟日本に於て其細組を定むる方法と合

集國に於て之を定むる方法と相違ありたるに驚出せりといふ

生絲を檢査するの法は生絲一梱若くは一俵毎に其實量を見出し毫も濕氣を帶びざる純量を知るにあり而して其純量に一割一分を加ふるものとす是れ即ち所謂檢査濟の目方にして右に據り生絲を賣買するの標準とはなすなり

生絲を檢査するには先つ其一梱若くは一俵の中より見本を引出し併せて其一梱若くは一俵の目方を檢査し然る後其見本をば濕氣を帶ぶる裝置に入れ其見本の充分に乾燥するを待つものとす而して其見本を權衡に掛けて裝置内に吊し置き始終其目方を量るが故に其見本の乾燥するを待て純量を試容易に知るを得べし

斯の如く生絲一梱若は一俵の原量を査定し併せて全時に其見本の原量をも査定し然る後見本の純量（乾燥濟の量目）を檢査するを以て其見本の原量は其見本の純量に對して幾割幾分の割合なるやを知るに依り其一梱若くは一俵の原量も亦其一梱若くは一俵の純量に對し幾許なるやを知るを得べしされば此の乾燥濟の純量に一割一分を加へて生絲一梱若くは一俵の檢査濟量目即ち賣買取引上の重量とは定むるなり

若し夫れ一旦檢査濟の生絲を再檢査せんか其際當初檢査の時に於けるより或は一層乾燥し或は一層濕氣を帶ぶることあるも其生絲を充分に乾燥する時は當初の檢査と全梱の量目に居るべきことは以

上說く處に據て一目瞭然たるべしこれ大凡生絲檢査の方法を施行する諸國に於ては能く知る所にして唯生絲檢査所を設くるに際し尤も必要なるは其管理法の整否如何にあることゝ知るべし其法生絲檢査所は檢査に際し檢査上に生ずる現實の事實を證明せずして告ぐるに他の事由を以てし或は買主或は賣主を益せんことあるべしとの疑を懷かしめざるにあり要するに公明正大を主とすること第一の必要とこそ知るべし

今多年此道に經驗ある者の說に依れば甲の國に於て生絲を檢査したる量目は乙の國に於ても亦全量目に居ること萬疑を容れずされば爰に外國の賣主にして檢査濟の生絲を買ふことを得んには再其生絲を檢査せしむるの煩勞と費用とを投ずるを好まざるべし縱令之を爲するも其結果全一に出て毫も異る所を見ざるべければなり今若し日本に於て生絲檢査を行ふに其處理宜しきを得ば當初再檢査を要するもの誠に僅々の細數に止まるべし而して漸次信用を博し來りて毫も疑ふものなきに至るや必せり之を要するに生絲檢査所は最高等の席となし苟も偏せず苟も黨せず只事實の存する所を査定し以て公平無私の信を天下に博すること其最要緊務とぱなすなり

生絲檢査所の要用は諸般の弊害を解除するにあり假令ば若干細粗若干強弱の生絲を買入れんとするものは其細粗強弱の相異せる爲め若くは相場の下落せる爲に一旦注文したる生絲を引取るを拒み若くは其代金を拂ふを拒み而して其生絲は注文の品に相當せざることを言張るものとす然るに賣主は

事實斯の如きことのあらざることを主張すること其當なるが故にこの兩者の爲藤を解除する爲にさては生絲を檢査所に送り以て事實の有無を決するなり

凡そ事の如何に拘はらず萬般の爲藤爭論を採決する爲め原告と被告とに論なく最高諮問の席に訴ふるを好むは蓋し人情の當なり而して何れの邦國たるに論なく其國の政府を以て常に最高諮問の席とはなすなり政府は人々の見る所嫌疑を以てせずして却て畏敬を以てするが故に其重きや遠く他者の及ぶ所にあらずされば今生絲檢査所を設くるに當り政府の補佐を藉ること生絲檢査所の信用上に於て最も必用とはなすなり今それ生絲檢査所を設くるに當り生絲商人を以て結合せる一團體となさんか其人々は最も生絲に利害の關係を有すること深きが故に或は賣主或は買主の爲に圖る所あるべしとの嫌疑を招くは萬免れざる所にして隨て斯の如き性質より成りたる檢査所の檢査を受くるを躊躇し若くは其檢査を承認せざる者あらんも亦知るべからずと雖も爰に生絲檢査所を以て一個の官設とせば日本の人民は勿論外邦諸國の人々も亦皆喜んで其政府の官設に成りたる檢査の證を善諾すべきは一目瞭然の事とす

されば生絲檢査所は之を官設となし至高諮問公平無私の席となすべしとは某生絲檢査所長が多年の實驗に徴して特に忠告する所なり尚それ之を官設となす時は全業者の相謀ふて同業を企圖するの憂なく隨て種々の檢査法を濫用し以て萬般の爲藤行違を引起さしむるの憂なきものとす官設檢査所の

効用亦推知すべきのみ

今爰に官設檢査所の實例を擧げんに佛國里昂檢査所は之を他の全業檢査所に比すれば歐洲養蠶地の中央に近しと云ふ可らざるも其官設にして商業會議所の管理の許に屬するの故を以て其生絲を檢査するの高は世界中の總檢査所に於てするものと殆ど同類の多きに居り毎年七萬五千弗内外の收入を佛國々庫に納すといふ

今日政府に於て生絲檢査所を以て官設となさんか之が爲め日本の蠶業を改良進歩せしむるは如何なる他の方法を以てするも遠く及はざる所たるべし殊に蠶業は日本の主要物産にして其一消一長は國家經濟の繫がる處たるが故に苟も蠶業の改良にして行はるゝを得ば恰も全國を擧げて改良に就かしむると一般其影響する所實に甚且大なりとす

これより筆を轉して檢査所設立の費用に論及せんに先づ毎年四萬梱の生絲を檢査し併せて貳萬梱の細粗を査定するに起るべき檢査所を横濱に設立するものと定めば左の裝置と左の費用とを要するものと知るべし尤も左の豫算は短小の時間内に巨額の生絲を取扱ふものと見込み將來事業の擴張を期して設計したるものとす

一檢査器　三十五個

但壹箇二百五十弗　米金八千七百五十弗

一豫備室用器　一個　米金三百弗
一揚返シ枠　三個　米金三百六十弗
但一個百二十弗
一操返シ器械　三個　米金三百弗
但一個百弗
一煎熬用鍋　二個　米金一千弗
一電氣及强弱權衡用セルメートル　一個　米金四十弗
一紡用セルメートル一個　米金三十弗
一臺付權衡　四個　米金百二十五弗
一天秤權衡　三個　米金二百弗
一ハンドトラック　四個　米金十二弗
一見本入用小形紙製若ハ木製箱　米金二十五弗
一試驗用化學品　米金五十弗
一事務室用器具及瓦斯据付費用共　米金千五百弗
一保險料　米金六十弗

一運賃　米金千弗

合計米金一萬三千七百五十二弗

尤も右の如く規模を張りて豫算を設けたりと雖も或は當初一二年間は斯の如き大規模を要せざるも亦知るべからず且や諸種の器械器具共に其進歩最々乎として止まざれば或は當分一層規模の小なる方も亦可なならんか即ち檢査器十個豫備器一個揚返し枠二個繰返し器二個とするも一年に二萬梱の生絲を檢査するに足れり而して一兩年の間仕事をなすに差支なかるべく且何時にても必要に應じて建増をなすことも亦容易なりとす而して其一切の費用は唯僅に六千三百七十五弗に出でざるべし

這般の器械を購入するには佛國里昂若くは米國紐育に於て相當代價を以て之を買入るゝことを得べし尤も歐羅巴の方幾分低價なるべきも活し至急に之を要せば紐育に之を購ふに若かざるべし

若し今檢査所用の爲に家屋を建築せんとならば弐階建となし間口七十五尺奥行百尺より小ならざるを要す而して其二階下は生絲貯藏の倉庫に充つる者とし而して其建築材は耐火質のものたるべし

若し又在來の建築を以て檢査所に充つるものとせば其建築は可成的耐火質たるを必用とす而して檢査用の爲に必用なる室は左の如し

檢査室は凡間口廿五尺奥行百尺なるか若くは間口奥行共に五十尺なるを要し其室幷に其他の室共精密の量目を査定する用に供する所は頗る堅牢たるべし其所以は苟も震動の恐ある建物内に於ては精

細の量目を査定すること得て望む可らざればなり

細粗を定むる用に供する室は間口廿五尺奥行七十五尺にして充分の光線を必要とす生絲貯藏室は間口廿五尺若くは三十尺奥行百尺を要し煮熬用室は間口十尺奥行十尺たるべし

然るに若し檢査所を新築せんには堅牢にして能く久しきに耐へ而して不燃質物のものたるを要するが故に石材若くは燒瓦の如き物質を用ゆべし

檢査所の役員は所長一名技師二名助手十一名工女八名を必要とす總人員右の如くにして一ヶ年に四萬梱の生絲を檢査し二萬梱の細粗を査定するに足るべし而して所長は日本人技師は外國人其他は總て日本人たるべし

檢査所萬般の費用に就ては今紐育檢査所の費用に則り日本の物價を參酌して之を見積り其收入に至ては佛國里昂の檢査所に基きて之を調査せり即ち左の如し

支　出

所長	一名	年給三千圓
技師（外國人）	一名	年給五千圓
技師補（外國人）	一名	年給二千圓
助手	十一名	年給四千四圓
工女	八名	年給千二百四十八圓
家屋借料		千二百圓
檢査用瓦斯		六百圓
保險料		五百圓
煮熬用石鹼		七十五圓
修繕料		二百圓
印刷費		三百圓
繩緒等		二百圓
石炭		百圓
氣圍用瓦斯又は電氣料		八百三十四圓
雜費		二千圓
合計		二萬千二百六十一圓

收　入

生絲四萬梱檢査料	五萬三千二百圓

但一梱百三十三封度入とし一封度に付一錢宛の手數料

生絲二萬梱細組査定料　一萬六千圓
但一梱八十錢宛
生絲一萬梱煮篤料　五百二十圓
但一梱五十二錢宛
目方改め料等　二百圓
倉敷料及雜入　五百圓
合計　七萬〇四百二十圓

右の中より支出二萬千二百六十一圓を引去り純益四萬九千百五十九圓なりとす

若し右の半額二萬梱の生絲を檢査するものとせば其收入支出共に隨て又一層小額に居るべし

右器械を米國に注文せんとせば注文の日より六十日以内に於て其出來を見るべく尙同地より日本迄の運送日數を四十日と見積り横濱着の上拵付の日數を三十日と見積れば都合百三十日を以て一切の準備を了すべし

生絲貯藏の爲若干の倉庫を備ふること必要なり而して其倉庫の周圍には火災盜難に備ふる一切の防禦をなすことを肝要なりとす勿論生絲は其檢査濟後四十八時間以上其儘倉庫に置くときは相當の倉敷料及保險料を賦課するを當然とす但し此倉敷料は普通一般の倉敷料より稍々其割合を高め以て普通の倉庫營業者より苦情を引受けざる樣に仕向くること肝要なり

現に紐育生絲檢査所に於ては一時に一千梱を容るゝに足るべき穴藏あるも元來紐育は織物の製造地たるが故に其生絲は檢査を了するや否や忽ち使用に供せらるゝことなれば生絲を貯藏し置くことは稀有なりとす

紐育生絲檢査所に於て生絲を取扱ふ高は養蠶國の高に比すれば至少なり其然る所以は米國は生絲を以て織物を製作するの地にして養蠶國たらざるに由れり今横濱に檢査所を設けんとするに際し其豫算を調査するに當り紐育檢査所の統計は頗る所甚少なきを以て特に佛國里昂檢査所の實計を左に掲げ以て參考に供す

年號	組査定	重量檢査	糸繰	收入	支出
明治三年	一一、六四八	二、三六四、二二一	六、五二九	一七、四七二、〇〇	一四、九五二、〇〇
明治四年	一八、六三三	三、〇九六、一八二	六、〇〇六	二八、二四九、五〇	一六、七〇四、八五
明治五年	二七、二〇一	三、三八八、八六二	七、九七七	四一、六〇九、五〇	二九、八六八、九二
明治六年	二七、三〇四	三、一六一、一八二	八、三五一	五八、六四七、〇〇	四〇、八七一、〇〇
明治七年	三〇、二七九	三、八九五、八九三	一〇、三六五	九一、一三三、五〇	四〇、六七二、九一
明治八年	三五、六一四	四、四七七、五二一	一一、七八五	一〇六、四三八、〇〇	五七、二二四、一二
明治九年	三六、三七六	五、六七五、二〇八	五、六三七、二〇〇	一三、二〇三	一〇六、七七一、〇〇

爾來其高除續增進し來りて一昨廿三年の純益は大凡米金八萬弗に達したりといふ

自今絲育檢査所に於て徹收する手數料は五十封度以下は五十仙五十封度以上は一封度に付壹仙煮繭料は五十仙生絲の細粗査定料は一弗二十五仙撚絲の細粗査定料は七十五仙生絲總日方改メ料は廿五仙生絲正味目方改料は五十仙ヂスチヤーク料は一弗とす

佛國里昂檢査所の手數料は廿二基以下の檢査料は五十二仙廿二基以上は壹基に付二仙五厘外に封印料十二仙とす煮繭料は五十二仙生絲の細粗査定料は八十仙撚絲の細粗査定料ハ四十仙五十基以下の目方改料は十仙にして以上百基に達する毫十基毎に二仙を增課す百基以上は廿二仙ヂスチヤーク料は二弗とす

檢査申込の生絲にして絲巻に卷きたるものを檢査に取掛らざる前に持去りたる時は絲巻五個毎に廿仙を賦課し倉敷料は一ヶ月五十基以下は十仙其以上は廿仙とす檢査濟後四十八時間以上倉庫に留置く者は一ヶ月六仙の倉敷料を課し保險料は一日六仙とす荷開料は八仙改料は廿仙とす荷造料及風袋修復料は三寸四方以内の穴を繕ふたる分は廿仙三尺六寸四方以内の穴を繕ふたる分は四十仙其以上は總て一弗廿仙とす

之を要するに生絲檢査所は法律若くは勅令を以て之を横濱に官設するものと定め其檢査を請ふと否とは一に人民の自由に任せ而して其管理統轄は一に所長に委し且つ農商務省及商業會議所より委員を出して顧識役に充て以て官民相共に力を協せて其實功を奏すること眞善の策なりと自ず然るに若しそれ官設にして成ることを得ずんば一個人若くは一商會の所有に歸せんより寧ろ一の商業會社を設けて營業せしむる方得策なるべし

以上說く所の方按中何れに據りて檢査所を設くるも其處置宜きを得るに於ては原く世界の信用を博するに至り隨て一旦横濱檢査所に於て細粗を査定し若くは檢査を了したる生絲は其證票にして生絲に伴ふ限りは再ひ之を再査若は再檢する等の事なかるべし

生絲檢査所の技師に外國人を雇聘するの必要は外商に滿足を與へんが爲に外ならず蓋し當初三五年を過れば日本人の一手にて之を擧行し充分の信用を博するに於て遂支なかるべきは萬疑を容れざる所なり

元來生絲檢査所の行爲は毫も秘密を要することなく唯非常の注意と充分の精細とを必要とするのみされば申込人に於て何等の不滿足を抱くことあるときは其依頼したる生絲の檢査を行ふに際し自身親しく其場に臨檢するも毫も妨なきものとす

尙此地實地に就き見聞したる事項少なからずと雖も多くは細目に渉り繁冗の恐あるを以て本復は其要目のみを報告し併せて聊意見を付陳すと云爾

右は我領事が海外に在て彼我の實情を通觀して其必要を感ぜしものなれば當に內地に於て個人的の感情を以て之を非難し或は机上に論斷するが如き架空の說にあらず實に今や振興を起すに當り適切なる

所見と云はざるを得す然り而して世人も已に知るならん我國に生絲撿査所の設けなきが爲め内地生産者即ち荷主と海外需用者即ち機業者とが始終不便と損失を極め隨て貿易市場の圓滑を欠き一も我貿易商權の擴張を謀らず開港已來三十餘年を經過する今日倘開港當時の舊套を存し絲質の撿査絲量の正定其他絲價の評定等總て外商の掌裡に歸し甚しきは貴重の荷物を留め置き糸價の變動に依りてはペケ或は破談違約等の處置を爲し容易ならさる損害を被り來るも我内商は敢て意に介せす徒に彼の歡心を得んとを力め其狀態云ふに忍ひざるものあるを奈何せん

歐洲諸國の如きは生絲の取引を爲す要地に於ては到る處必す撿査所の設けあらさるはなく或は一地に二ヶ所の撿査所を設くものあり而して其撿査所は何れも數十年已前の設置にして賣買兩者の間に立ち生絲の斤量絲質の品位等を評査し之に公證を與へ雙方疑惧の念を抱かしめす市場圓滑の取引を爲し撿査せざるものは絕て之を買ふものなく粗惡の品は自ら地を掃ふに至れり今歐洲各國の生絲撿査所を調査するに世上有名なる里昂撿査所の如きは其創立千七百七十九年にして今を去る百十三年已前より歷然として經營し來るを始め佛國に十四ヶ所伊國に十五ヶ所其他獨逸に英國に墺國等三十六ヶ所の設立あり各其創立年號撿査手數料等を揭くれは左の如し

各國蠶絲撿査所創立年號及撿定料比較表

國名	所名	創立年號	水分撿査糸量	其撿定料	品質撿査種目	其撿定料	齎送量	其手數料
佛國	里昂	千七百七十九年	百基ニ付	二圓四十錢	生絲一撿査撚絲館	八十錢 四十錢	五十基以下 以上六十基每ニ	五十錢 十錢增
	マイヤン	千八百六十六年	三十基ニ付 以上一基ニ付	六十錢 二錢增	撚絲 生絲	四十錢 六十錢	百基ニ付	五錢
	ナブナ	千八百五十四年	一基ニ付	二錢	原品	收納	五十基以下 五十乃至百基	二十錢 四十錢
	アウイヨン	千八百五十七年	一基ニ付 五十基以上	二錢 一厘	撚絲 生絲	三十錢 原品收納	五十基以下 以上十基每ニ	十錢 二錢增
	馬耳塞	千八百五十九年	里昂ニ同	同		八十錢	里昂ニ同	同
	モンテリマール	千八百七十二年	一基ニ付 二十五基以下	二錢 五十錢	生絲テトロ 撚絲同 撚數又强伸力	六十錢 三十錢 二十錢	五十基ニ付	二十錢
	ニーム	千八百四十四年	百基ニ付	二圓八十錢 但實買濟ノ品	十二綛 二十綛	三十五錢 四十五錢	十基ニ付	二錢
	巴里	千八百五十三年	二十基以下 以上一基ニ付	五十二錢 二錢八厘		四十錢	五十基以下 以上十基每ニ付	十錢 二錢增
	ブタワ	千八百五十六年	二十五基以下 以上一基ニ付	五十錢 二錢增			五十基以下 百基以下 百基以上	二十錢 四十錢 六十錢
	ルベキス	千八百五十八年	一基ニ付 二十基以下	二錢八厘 五十二錢		四十錢	百基ニ付	六錢
	サンテチヤンヌ	千八百〇八年	二十五基以下 一基ニ付	六十錢 二錢四厘		二十錢	五十基迄 以上	十錢 二十錢
	ツールコリン	千八百六十三年	二十基ニ付	四十四錢		二十錢	百基ニ付	
	アランス	千八百六十二年	一基ニ付 二十五基以下	二錢 五十錢			五十基以下 以上	二十錢 四十錢
	レンス	千八百五十三年	羊毛麻類ノ外蠶絲ハ未タ檢査セス					
獨逸	クレフエール	千八百四十三年	二十基以下 以上一基ニ付	四十五錢 二錢五厘增	生絲撚絲十綛ニ付 强伸力一個ニ付	二十五錢 一錢	二十五基以下 以上	二十錢 三十錢
	エルベルフエール	千八百四十四年	二十基以下 以上一基ニ付	五十錢 二錢五厘增	一撿査ニ付	一錢	クレフエールニ同シ	
英國	倫敦	千八百五十二年	四十二基以下 以上半基ニ付	一圓七十五錢 二錢增	五撿査以下 以上	六十二錢 五十錢	支那印度絲 標絲百十二基以下	六十二錢 七十五錢
	マンチエスタ	千八百五十年	五十六基以下 以上半基ニ付	同				
墺國	ウイエンス	千八百五十三年	生絲ノ撿査少ク撚絲最タ多シ					

伊國	アシコーズ	千八百七十年	五十基以下	一錢	二錢	一錢	八錢	八錢	一錢	八錢	增
	ベルガーム	千八百六十六年	以上五基ニ付								
	ブレシイヤー	千八百六十八年	百基ニ付								
	コーム	千八百五十四年	百基ニ付以下	二錢四十錢	二錢四十錢	二十錢	二十錢	二十錢	二十錢	二十錢	增
	フロランス	千八百五十七年	百基ニ付	二錢八十錢	二錢八十錢						
	ミラーヌ	千八百五十三年	百基以下	三錢	三錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	增
	レーヌ	千八百六十五年	四十基以下以上一基ニ付	八十四錢	八十四錢						
	米國バルガルビ	千八百四十四年	百基ニ付	二錢	二錢	一錢	十錢	十錢	一錢	十錢	增
	同府セラロベ	千八百五十二年	倍同	一錢二十錢	一錢二十錢	一錢	十錢	十錢	一錢	十錢	增
	同府ラチー	千八百七十年	同	四十錢	四十錢						
	ベゲロー	千八百七十二年	百基ニ付	二錢	二錢	二十錢	二十錢	二十錢	二十錢	二十錢	增
	チュウラン	千八百五十年	五十基以下	七十錢	七十錢						
	公立技術學務	千八百七十二年	以上五基ニ付	七十錢	七十錢						
	同府ベルトルド	千八百七十二年	倍同	同	同						
	組合	千八百七十四年	倍同	同	同						
	同府モイロリー	千八百四十七年	百基ニ付	一圓六十錢	一圓二十錢						
	ユザーヌ	千八百四十七年	百基ニ付	二錢四風	二錢四風	生絲	綿糸	綿糸	生絲	綿糸	增
瑞國	パール	千八百七十二年	二十五基以下以上一基ニ付	二錢四風	二錢四風	生絲三十經	綿糸一經	綿糸一經	生絲三十經	綿糸一經	增
	ビユリック	千八百四十七年	一基ニ付	倍同	倍同						
合計三十六ケ所											

（本表は歐洲各國のみを掲げたるものにして其他支那及米國に於ても既に設立有り）

以上列擧せし處を熟讀せば觀者も亦思ひ半に過き本邦の生絲も百尋各國に散ひ速に檢査所を設立し生絲の眞否善惡を檢査して斤量品位の精粗を公證し其檢査證明書に依り賣買上の便益を與へ內外市場の信用を收め隨て粗製濫造の弊を矯正し夫の横濱市場に行る、拜見ベク逸約等の如き惡習を絕滅し專ら見本を以て賣買するに至らしむるの必要急務なるを了知するならん而して將來も斯業をして國家經濟上所謂海外貿易上に基礎を置くものとせば今日政府が前段の如く之を提出せざればとて社會が之を淫茅踏躪すべきものにあらざるべし

今や本論を結ばんとするに至り敢て望む我政治家なる者猛省圖慮能く海外に對する斯業の大勢を通察し第四議會開設に際せば偽に之れが設置の計畫を爲し直接には彼我供給需用兩者の便利と貿易市場の圓滑を謀り間接には我民業の發達を企圖し以て海外に對峙するの策を講せずんばあるべからざるなり

◎土壤論（接第三號）

大日本農會幹事
贊成會員　農學士　大林雄也

地上成層岩の沈澱堆積する極めて遲々たるも數千萬年を經るの後は自ら驚くべき厚層を成すものなり今水成層の厚さを概算するに凡十萬尺に下らざるべしと云ふ此深層を其內に埋藏する動植物の化石に

由て四大統に區別し各大統中數多に系を立て又之を細別もて層となす今左に本邦に存在する岩石を以て地史系統の次序を示さん

水成岩層（成層岩層）		火山岩層
第四紀 新層	植土質　埴土質　砂土質	輝石安山岩
第四紀 古層	全土に加ふるに腐植物を混せるもの	玄武岩
第三紀	礫岩	石英粗面岩
第三紀	凝灰岩	安山岩粗面岩
第三紀	粘土質凝灰岩及レラン質粘土	玄武岩
白堊系	飽坂層＝凝灰岩	緑岩石英斑岩
白堊系	砂岩＝緑砂岩	
白堊系	硬砂岩＝礫岩	
侏羅系	礫岩	玢岩輝緑岩
侏羅系	砂岩＝粘板岩	
三疊系	頁岩	橄欖岩花崗石
三疊系	砂岩＝粘板岩	
小佛古生層	小佛層 粘板岩	輝緑岩
小佛古生層	小佛層 斑紋	玢岩
小佛古生層	小佛層 硬砂岩	
秩父古生層	輝石扇岩	斑糲岩及其種屬
秩父古生層	四扇岩	橄欖蛇紋岩
結晶片岩系	正滑雲母片岩＝紅簾片岩	蛇紋岩
結晶片岩系	斑緑片岩＝斑黑片岩	
片麻岩系	片麻岩＝花崗石片麻岩	花崗岩
片麻岩系	角閃片麻岩＝雲母片麻岩	

新生大統	水成岩層中新生大統の第四紀新層に屬するものは現今存りに川流の爲に增成するものにして則ち川河の岸邊に堆積して生ずる沈澱土砂是なり此等の土砂は嘗に川河の兩岸に堆積するのみならず河口に於て停滯するもの復夥多なるものなり之を例するに新潟縣にある磯島潟は百年の前日に在りて水面凡そ七百町歩ありしが其後年々周圍の川河より流下する爲に土砂は波濤の岸邊に沈澱して現今九十八町餘の新田を增加し水面を縮小するに至れり又假りに本邦三大川の一なる木曾川の流下するに由り土砂の其河口に沈積する量を等せしに平日注泄する砂量は之を除き單に洪水の時に於て現出すべき堆積を算出せば凡そ左の如くなるべし 今木曾川の河口を百二十間あるものとなし洪水の時は泥水之に盈ち深さ六尺を湛ゆると假定し一時間一里の速力を以て一晝夜間斷なく流出し其流水は土砂を混合すること水容の凡そ五十分の一と假定せば其算式左の如し 廿四時間河口を落ろい水の體積＝60間×96×120×24＝6,220,800立方間 水の體積中土砂の容積＝6,220,800÷50＝124,420立方間＝34間15反の面積内に一間の深さあるもの なり即ち三尺の深さの床土六十九町を生ずるの割合なり 單に一晝夜の洪水にして既に斯の如き大量の土砂を流出せり況や終歲幾回の洪水あるに於ては其塡
中生大統	
古生大統	
大古大統	

沒する地積は復以て少々ならざるを知るに足らん

以上新生大統に屬する土壌は其積最も廣く精密に研究するときは往々瘠海なる處あるべしと雖も要するに肥瘠は土壌を構成する所の岩石に由る假令は第三紀中に於ける岩石若し加里質に富み加ふるに燐酸に貧しからざる安山石等の分解したるものを以て成るときは豐沃なる良地と成るものなれども其他は最も貧なる土地となるが如し第四紀古層も亦農地の内境域極めて廣く平坦なるものにして肥瘠の程度處により著しく差異あるものなり

其他大古大統古生大統及中生大統に屬する土壌は曾岩石の性質に由りて異なること新生大統に於けるが如し然れども概ね地域狹矮なるを以て假令良壌を成すも其産力は之を總合するも新生大統に比すれば誠に僅々たる傾のみ此三大統に屬する土壌は其處在斜面を成し多く山嶽の近邊に存在するものなれば畑となりたるもの多しと雖も水田を成せるもの極めて鮮なし

●寄書

群馬縣　大日本蠶絲會特別會員　三浦靜一

◎病蠶治療法に就て

昨年の養蠶期中小生の巡回する養蠶家にて空頭蠶を生せしものあり其原因を探究するに桑葉の取扱方宜しからずして幾分か蒸熱を醸したるものを與へしに因れり病性其變變なり當地養蠶家中燒酎或は葱水(葱を細切し水に浸したる液)又は漆水(漆の葉を細切し水に浸したる汁)等を桑葉に散布し桑付等に用ゆるものあり左れ共其害あるを見す依て其液汁の二者即ち葱を細切し擂盆に入れ能く擂潰し之に燒酎を注き濃厚液を製し桑葉に散布し右の空頭蠶に與へたり斯くすること兩三回にして稍其狀況を一變し蠶體青色に復し健蠶と異ることなきが如し因て予は他の空頭蠶の胃中液即ち「ピフリオ」及び「ミクロコクス」等の寄生せしものを顯微鏡下に照し置き(此時は寄生物の運動最も盛なり)彼の二物混合液(葱と燒酎)の一滴を載板と「デッキ硝子」の間に注入せしに寄生物皆運動を止めたり此の液汁は寄生物を殺すの効ありや否やは只一回の試驗なれは斷定しがたし然れ共空頭蠶病の幾分を回復したるの或あり尚此試驗を繼續し其効果の如何を明めんとす諸君も試驗の勞を厭はず其結果を報導あらば幸甚

●統計

◎明治廿四年各府縣産額種別統計

昨明治廿四年生絲産額は前號蠶産領と同く古來未曾有の生産にして一昨廿三年の産額(本會報告第三號に掲載あり)八十六萬八千六十八貫目に對比せば實に二十四萬八千三百五十四貫目即ち二割八分六厘の増加尚之を細別すれば器械絲に八萬二千三百八貫目坐繰絲に六萬七千三百四十七貫目折返造に二萬

二百七貫目提造に五萬千五百三十六貫目島田造に一萬七千九百八十六貫目鐵砲造に千三百七十貫目其他に七千六百貫目にして所謂十二分の生産額を得たり今左に各府縣の産額を種別して當業者等の參考に供せんとす

明治廿四年各府縣生絲産額種別統計表

府縣名	種別	捻造	器械製絲	折返し造	提造	島田造	鐵砲造	其他	計
東京		四五〇	三〇	四〇	一五	八九	一	三三五	一六〇七五
京都		六〇六	五四三	六八	一〇三	四二	一六	三三五	一六三九
大阪		三三	七二	一二	三七	一八	一六	三六	七四九
神奈川		一四四九	一九四六	八三六	九一〇〇	三〇八三	九八	八六	七四九六
兵庫		六三五三	四一六	一八七	三五	一八四一	三五	八四	三一五七
長崎		一六七	九六	一五七	三	七		九	一三三
新潟		三三六	一一〇〇	一三二	一四四	六六	六三	三八七	三一七七
埼玉		四八六	一三一四	六四五	五八四	三八六	六	四五八	七四九八
群馬		一三一〇	一〇〇八四	四六八	八三六	三四二	一七	一四四	八四九八
千葉		九四〇	三四三	一四四	三八	一四七	一	五九	一三四三
茨城		一六〇	七八九	六〇	五五	六〇二	三七	一九	一三一〇五
栃木		四一〇	四四四	三三四	三七九	三五	六	一四	一三一七
奈良		一三	一〇六	三	一四七	一六	一八	一五	一三一五
三重		三四八	一〇六	一九	五四	四〇一	三三	六四	六三一三
愛知		一一三八	三八四	一〇六	三四九	六三九	一四	九六五	一六三一三
静岡		三五八	一二六五	一八六	八四	一四六	一四	一四七	七四六七
山梨		四五八〇	一八六一	八四四	一四〇	三四八	一五	六六六一	六六六一
滋賀		三三七四	四八一四六	一七六	一四	一四六八	一六	一四	三四四三五
岐阜		四八一四六	一一六九九	一一七	一四	一八六八	一四	一四	三四六六
長野		一一六九九	五八三五	二七六八	一九九八三	一八八	一三五	一四	三四六六
宮城		五八三五	八三五	八四四四	一四〇一	一八一八	一四〇	一四	三四六六
福島		六六四〇	八三五	六〇四五	五四五四	一四〇三	一四〇	一四	三四六六
岩手		三四九	五四七	一〇七	一四七	一四〇三	一四〇	一四	三四六六
青森		六六	六六一	八一	七四	一四〇三	一四〇	一四	三四六六
山形		一七一四	三六六	一七一	一〇四〇三	一四〇	一四〇	一四	三四六六
秋田		一〇六一	五八四七	一八	一〇四〇三	一四〇	一四〇	一四	三四六六
福井		六四九一	五六四三	一四六	一四〇	一四〇	一四〇	一四	三四六六
石川		一一一六四	一四七七	一四五	八	一四〇	一四〇	一四	三四六六
富山		八三一	三三六	三六八	一三	六	一四〇	一四	三四六六
鳥取		三三七二	三三六八	一四	一四	一	一四〇	一四	三四六六
島根		八八	四一四	一四七	七四	七	一四〇	一四	三四六六
岡山		三一三五	一三六九	三六四	一四七	一四	一四〇	一四	三四六六
廣島		一四六	一六六八	四六五	九	一四	一四〇	一四	三四六六
山口		一四〇八	一六六八	一四	一四	一四	一四〇	一四	三四六六

和歌山	一、二三七	四八七	三六	二	八	一、三二	九	一八、四〇〇
德島	一、五六六	一、五八四	七五	七三	六四	二〇〇	一四	三、六〇〇
香川	五九	九四	一七	一七		三	七	三〇一
愛媛	三、八三〇	一、四四六	一七四	一〇	四二五	三	四八	四、七八〇
高知	一、三三一	三、五三一	三〇一	三七	六六六	四	一〇五五	三、四四五
福岡	一、一〇〇	三、五三一	六六一	五	四七	三五	四九、五五	
大分	一、五六五	三、八〇〇	三五二	一九	二	一〇五	六、一四五	
佐賀	四〇	一、四四四	二、九九	四四	三三	五四	三〇八	一、八七七
熊本	三三三	三、六六三	一五	九	四		八	三、五三八
宮崎	一、五二	六六八	三六〇	二	五一		一	一、八七七
鹿兒島	六九	一、五一三	三五	四六	六			三〇九
北海道	三六六	三三九	五	三		一		六六九
合計	四六、七九九	三五、〇四九	二〇、六六二	一四、三六六	六七、四四四	三六、一四七	四五、一七五	一、二、六四三

◎明治廿四年各府縣繭產額種別統計追加

廿四年の繭產額は前號既に之を報せしも如何せん石川の一縣は調査結了せざるを以て止を得ず該縣に限り前年の產額を假に揭げて其比較を示せしが今石川縣の調査結了を得たれば該縣の產額と之に關係を及ぼす合計とを揭げて左に報道せん觀者讀者は直に前號の統計を訂正して他日の誤りなきを要す然り而して右更正の合計に依り更に廿三年の產額百十七萬二千二百七十二石に對比せば實に四十萬七千九百六十八石即ち三割四分八厘の增加高之を細別すれば上繭貳三十三萬三千百二十六石玉繭に四萬五千二百九十二石屑繭に二萬千六百九十四石出売繭に七千八百五十六石又春夏秋に區別せば春蠶は三十五萬千七百五十六石夏蠶に三萬六千三百十三石秋蠶は一萬九千八百九十石の增收にして所謂從來無比の生產額にあり

明治廿四年各府縣繭產額種別統計表追加

府縣名 ＼ 繭別	繭	玉繭	屑繭	出売繭	計	春蠶	夏蠶	秋蠶
石川	三九、三二	六、四九	三、三	三九	四九、三五六	三、九三		—
合計	一、三四九、九二三	一、九三、五六	二〇、八、一四六	四、六五三	一、六八〇、三四〇	二、七六、四四	三、八〇、一六九	八六、三六八

◎九月中生絲屑物絹織物賣込及重要品引取金額統計

先月中横濱に於ける生絲の景況は非常の勢にて生絲と屑物の賣込金高のみにても五百六十一萬九千二百二十一弗にして重要紬來品の引取高百八十六萬五千二百八十弗を引去るも其賣込高の超過すること三百七十五萬三千九百四十一弗の多額に昇り尙之に ハンカチーフ羽二重及絹織物類製茶等を加ふれば又一層の增加ならん今左に生絲屑物の斤數價額其他絹物の製品に係る輸出品等を類別して之を示さん

生絲斤數七十萬九百八十七斤
内訳
器械四十萬五千五百三十八斤
坐繰十八萬四千百四十斤
揚繰二萬五千八百九十四斤
折返八萬三千八百七十五斤
奥仙濱付千五百四十斤
此價額五百二十二萬二千三百七十八弗
屑物斤數四十五萬六千六百五十斤
此價額三十九萬六千八百四十三弗
ハンカチーフ十一萬九千百三十一打
羽二重二萬二千九百二十五疋
絹織物類二萬八百八個

●問答

◎輕便なる養蠶室建設方の質問

秋田縣　大日本蠶絲會特別會員　石山剛造

方今蠶業の流行に際し小農家に適當なる蠶室を設けざるもの尠なからず然るに現今大日本蠶絲會技藝委員なる船津傳次平君が去る明治十六年中北海道を巡回し農事問答と題する復命書を出し農務局に於ては之を活版に付し世に公にせられ其書中に僅か蠶種一二枚を掃立る平或は貧家に於て少量の養蠶を爲すものは堀立柱籾殻敷艸蓆等の飼養所にて可ならん北海道は降雪の多き地なれば年毎に五月頃に建て、九月頃取り崩すに如かず一二枚の飼養所なれば十四五人の人夫にて搆造すると得べし加るに籾殻敷弧圍なるを以て寒暖乾濕の變換を急に受くることなきか爲め未熟者と雖容易に豐蠶を得へしと在るやに聞けり右は北海道のみならず新開地方にして養蠶室の設けなき土地に於ては大なる便利を得且蠶業上經濟たり願くは該養蠶室搆造の方法を詳細説明あらんことを

◎答

大日本蠶絲會技藝委員　船津傳次平

質問の蠶室搆造を庶幾せば縱六間即三丈六尺横二間半即一丈五尺高一丈四尺五寸（小なるものほど火力多用ゆるに便なり）圖の如く東西に横窓二個づゝ北側に一個其他南北共に家根際に烟抜きを設くべし但手口には閉じ置き至て温暖の日に於て空氣を抜くものに備るものとす而して桑置場の東西に入口を設け東の入口は常に閉し置き西風或は西日の强く激すゝき西の口を閉して東より出入す圖中、は尺位（イ）は簾を用ゐる處の印し戸口には障子を用ゐ其外部の上に寒弧を襲置し簾樣の板ひをなし風雨及日光の强きを防ぐ者とす敷地は平地より五寸以上高く設けて雨水の室中に滲透するを防き室の周は勿論中仕切二階共に一切簾を用ゐ唯周の内側には掃除に便なるが爲殿簾樣のものを用ゐ外側には簾の敗壞を防ぐが爲豈の弧を當るも

のとす外圍の厚さ三寸眞上とし中仕切及二階は壽の部にて厚さ一寸程にして窓には障子様のものを當て置き（圖中（ロ）印は卷紙を附け置くの印し）卷紙を通れ風雨を防ぎ蟻は方二尺五寸位にして煉化又は石にて搆造す土間には籾殼屑等を厚さ二三寸敷きて其上に莚及薄疊を敷くべし（籾殼は早く敷き置くものにあらず若し過て早く敷て置くときは濕氣を導き且虫類を生ず）鼠の防きには猫を飼ふべし桑扱所は角ぬだを用ゐ並へ板にして蠶終る時は取外づして乾かし二階に貯ふものとす此蠶室に便なる

蠶室圖

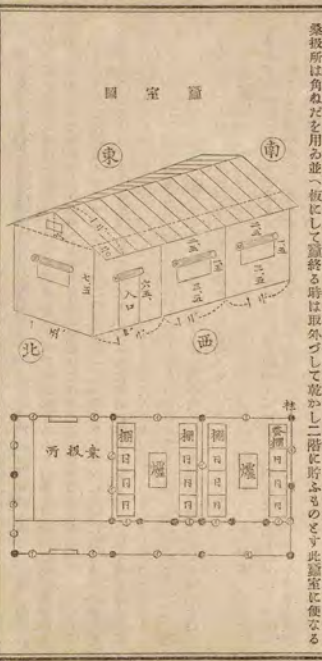

能は縱三尺五寸位横二尺五寸位一棚十枚一室にて八十枚二室とすれば百六十枚上蔟前に至り一能に四百頭乃至六百頭迄とす一能に國二升を得ると算すれは三石二斗なり右の養蠶室は瓦板壁等を用ゐざるを以て寒温及乾濕の激變は勿論空氣の閉塞等を受くると至て少きを以て飼養容易なり

但右の飼作り養蠶室は掃立より三十七八日乃至四十一二日位にて上蔟せしむるに最も適す之に火力を用ゐて三十四五日に結繭を為さしむるには爐中に空氣管を裝置し外氣を導き採際の窓を明け飼は い可なちん

●外報

◎米國生絲貿易に關するマッキンレー稅則の効果

北米合衆國に於て舊に マッキンレー稅則を施行せし以來迚々其効果を奏する趣きは彙て耳にする處にして所謂我國生絲輸出の增加に對しても亦大に預て之が力を有する問題なれば我蠶絲會の最も熟知すべき事なりしが本年大統領改選に際し共和黨と民主黨との間に於て之か一大問題を爲り存廢相爭ふの狀を呈し且つ保存主義なる共和黨の調査に係る統計等を在紐育我商手總領事より去る八月十日附を以て報道せられたれは左に記して當業者等の參考に供す

當國現行の所謂「マッキンレー」稅則の趣旨は外國の製造品に對して重稅を賦課し其未製品に至りて之を免除し以て內國の工業を保護し以て勞働者の職業を增さんとする之に在ることは皆人の熟知する所なり是を以て一昨二十三年十月該稅則實行以來其實際の效果如何に附きては商工業社會は勿論政

治世界の最も注目論究する所なりしが本年は大統領改選の期に際し共和黨は保護稅政を以て其黨議と爲し民主黨は自由主義を以て之に反抗し兩黨勝敗の決する所は實に此稅則問題に在るの勢なるを以て近來南黨の爭論特に此問題に關して熱度を加へたるの狀あり試に其概況を述ぶれは民主黨は該稅則實行以來物價騰貴の景況を陳述して其効果の有害なるを論結し共和黨は反對の證跡を列擧して之を反駁し且つ昨年以來工業勃興の事蹟を誇稱して該稅則の効績に歸し新開に演說に兩黨共に心力を盡して成敗を爭ふの有樣なり

右に附き共和黨の調査に係る絹製品と生絲の輸入總計を見るに本年五月に終る十一月間有稅品たる絹製品の輸入元價は二千八百九十四萬二千四百二十三弗にして之を前年即ち千八百九十一年五月に終る同期間（但此十一箇月の內三箇月は該稅則施行以前に係る）に比すれは六百六十六萬五千八百七十弗を減じ又更に其前四年同期間に於ける每年平均輸入額に比すれは五百六十八萬三千二百十弗を減ぜり

然るに顧みて本年五月に終る十一月間無稅品たる生絲の輸入高を見れば其數量は二百一萬五千九百十七封、元價每封平均十二弗八仙にして前年即ち千八百九十一年五月に終る同期間に比すれは數量に於て三十二萬五千七百四十四封を增し價格に於て每封四十四仙を上騰せり即ち新稅則の下に在りて米國機業者は其施行以前に比すれは敏々高價の生繭を使用するを得たるのみならず其數量に於ても殆ど二割五分の消費力を增すに至りたるものにして其結果たるや三百萬弗の給料を職工に增給せる別合なりと云ふ

右の如く當國の輸入貿易に於て絹製品を減し生絲を增加したるは「マッキンレー」稅則實行の日尚は淺くして直に之を以て其效果に歸するを得るや否は姑く論斷するを得ざるも逆來當國工業の進步甚だ顯著にして該稅則實行以前に在りては積年の辛苦を以てするも成立を得ざりし業餘の製造も逐に創始を見るに至り且つ紡績事業の如きも大に發達の勢を呈しマッサチユーセツツ州フオール、リヴアル一箇所に於てするも僅々一年間にして鍾數を增加すること二十萬本、製產を增殖すること百五十餘萬弗に至りたるの類一にして是らざる以前に於て新稅則の功能を說くに者は大に論據を有するの狀あり故に其生絲及絹製品の輸入貿易に對して增減の結果を生ぜりと云ふも妄に偶然と稱すべからざるか如し唯將來能く此增減の勢を持續するや否の點に至りては今より豫め臆斷するを得べきにあらざれども要するに這般の事は蓋し當業者の宜しく自己を試ひて注視すべき一要件なるべし

◎日本及支那生絲輸出の景況

我國繭出生絲が海外に於て其競爭をなすに當り最も强敵にて最も恐るべきは支那絲にして彼我繭出上の統計を始め其實況を知るは極めて緊要の事なりしが頃日紐育の生絲商業會社に同織物協會の調査等を評記して同地在駐我總領事高平小五郎氏より去る八月十日發信の報告あり事頗る長文に屬すれども必要の件なれば茲に之を譯記す

頃者當市生絲商業會社の調査に據れば昨二十四年生絲季節始より本年季節終に至る一季間日本及支那より米への生絲總繭出高は合計十四萬五千四綛にして內橫濱より生絲及屑絲共計六萬五百十七封上海より黃絲及白絲合計六萬二千八百六十五綛廣東より二萬千六百二十二綛を輸出せり而して前記總額中尤も輸入の多き國は北米合衆國にして即ち大約其三分の一餘を購取せり亦以て北米合衆國絹業の進步顯著なるを見るべし但し上海廣東兩絲は生絲と屑絲を混合せるを以て前記輸出額中に各々屑絲を包含すや否を確知する能はず

又當國絹業協會の調査に依り本年六月三十日に終る十二月間に於て各國より絲育及其他太平洋沿岸各港へ輸入の生絲高を見るに其數量五萬千九百八十三綛九百二千八百六十七萬百五十三弗にして是

れ實に北米合衆國生絲輸入の歴史上最多の額に達せるものと謂ふべし而して此總數量中歐洲絲の輸入高七千四百八十五梱を抑除すれば殘額四萬四千四百九十八梱となる而して此數量は即ち亞細亞絲の輸入高にして日本絲は殆ど其二分の一を占むと云ふ

今茲商社の調査に依り本季節間(二十四年より二十五年に至る一季節間)横濱港輸出の生絲に就き其輸出商及向先を分舉し以て前年同季間に對照すれば左の如し

輸出商	歐羅巴	亞米利加	本合計	年前年同季合計
サイルル、エンドソン	六〇五	三六	六四一	三六一
クオールド、ブソン	六六六	四二四	一〇九〇	一〇四
バヴキ、レーマス會社	一〇四	四一〇	一〇四	一〇四
オクト、レーマス會社	三三	四一八	四六〇	四六〇
鍋島會社	四九六	四六六	四六六	四六六
ナブーアンドエンド、	四六六	四六六	四六六	四六六
ローレンビヤ會社	四六六	四六六	四六六	四六六
ロヤーデン、會社	四六六	四六六	四六六	四六六
ロビンソン會社	一八四	四六六	一八四	一八四
アリフサン會社	一四六	四六六	一四六	一四六
チヤマナ官局會社	一四六	四六六	一四六	一四六
ジヤンパン、レー會社	四六六	四六六	四六六	四六六
フレザ、アレー會社	一四六	四六六	一四六	一四六
セーマー會社	八	四六六	八	八
マチコロボン會社	一四六	四六六	一四六	一四六
マクトリー、エンド、	四六六	四六六	四六六	四六六
メーリアム	一	四六六	一	一
	六八	四六六	六八	六八

輸出商	歐羅巴	亞米利加	本合計	年前年同季合計
ダルム、エンド、	六六	六六	六六	六六
ストラクチアンド、	六六	六六	六六	六六
エル、ウイワード	六六	六六	六六	六六
ホイキシヤ	六六	六六	六六	六六
メアドルトン	四六	四六	四六	四六
フレイザー	四六	四六	四六	四六
ビー、メウリール	四六	四六	四六	四六
アメリカン、會社	四六	四六	四六	四六
トレーロンダ、會社	三三	三三	三三	三三
マリアス會社	一六	一六	一六	一六
キンドドム、會社	一四	一四	一四	一四
スチウコーブ會社	六	六	六	六
スミスベイヤ會社	四	四	四	四
ビー、アルコック	一	一	一	一
ジーエーマード	一	一	一	一
其他諸會社	一四	一四	一四	一四
合計	六六六	六六六	一〇二	一〇二

右表に因れば本季節間米國への輸出は三萬六千九梱にして之を當國絹業協會の調査に係る同季間の

もの に比すれは多少の相違を見るも今其孰を正確と なすべきやは得て知るべからざるを以て嘗て前記の數字に依り本季節歐米への輸出總額を以て前年同季に比すれは一萬五千四百三十八梱を増せり又本季節中我商貿の直輸出高は前記同伸會社の一項に記載せる如くにして之を前年同季に比すれは千四百五十七梱を増し稍々滿足の景況を呈せしが如しと雖ども更に之れを外商の經營に係る輸出高(直輸出を抑除す)に對すれは實に僅少にして唯其八分除に當るに過ず但し同伸會社の外我商の直輸出高一萬八千九百九十九梱に就き更に其仕向先を左に大別す

里島	一六、三九〇	伊太利	一七二	倫敦	三〇八	計	一八、九九二
馬關港	一五二三	瑞西	四				

又左に本季間横濱より屑糸輸出高及其取扱商社を分舉す

「ウヤーデン、ヤセフン」會社	三、六〇七	「ウリリーエドウ」會社	二三二
「ゼルウ、ヌンド、メリアム」	一、八四〇	エー、バーナード	七八
「ゼルウ、ヌンド、メリアム」	一、八一三	「コルンス」會社	六七
「バウキール」會社	一、一〇六	「クリサ」會社	三四
「ロビソン」會社	七八七	「アール、ストローム」會社	二一
ティバー、エンド、ヤン、ウオールド	六六九	「ダグルエー、レー、モルフ」會社	二一
「フレイザル、ファーレイ」會社	六三五	「マチアス、ヤロー」會社	一
「オットー、レーマー」會社	二六六	計	一、一四四九
	二五二		

而して前記屑絲の輸出先國名を挙くれば左の如し

佛蘭西	八三九、九一	亞米利加	二六八
トリエスト	一、一五〇	其他諸國	一、一一九
英吉利	五一九		

又桑商會の調査に據り本季箇間支那絲輸出の景況を見るに上海より諸外國への黄絲及白絲輸出高は合計六萬二千八百六十五梱なり左に其輸出商の取扱ひ高を擧ぐ

ナブホーダ、スエンド、オーセンブルーゲン	九、三〇六
「レース」會社	七、八五〇
「マミヤス、ギロード」會社	五、一〇九
「アイゼヤン」會社	四、二八〇
「ウヨシー、ビラ」會社	三、七二五
ピー、アルナクト	三、六八四
「アルノルド、カールバルド」會社	三、三七〇
又左に前同季間廣東より北米合衆國への輸出を擧ぐ	
「アルノルド、カールバルド」會社	二、八一九
「デレット」會社	一、七一七
ロヤーザン、マゼソン」會社	九二五
「デヨン」會社	七〇五
「ユービラ」會社	四六七
計	一、二三二
又前同季間廣東より歐洲への輸出を擧ぐれば左の如し	
「アルノルド、カールバルド」會社	二、九二七
「エムギロード」會社	一、九七七
「カーロウガヴ」會社	一、七九五
「ジヤーザン、マゼソン」會社	一、七一五
「レース」會社	一、四〇〇
「ユイチ、デント」會社	一、二九〇
計	一四〇、六二一

右南表を合計すれば本季節に於て廣東絲の總輸出高二萬二千六百二十二梱にして之に前記上海輸出生絲高を合算すれば本季節間支那絲の輸出總額は八萬四千四百八十七梱なりとす

以上記する所の數字は某生絲商一社の調査に依ると雖も最も信憑すべきものと思惟するを以て當業者參考のため之を報道す

◎伊國養蚕の結果

伊太利國ヴェニス駐在帝國名譽領事デエー、ペルシエー氏より去る七月七日附を以て伊國農工商務省統計報告書に據れば本年七月五日までに蠶千二百二十三萬四千八百二十基收穫し市場に於て之を四千百十七萬三千八百九十六法に賣却したれば其平均價格は一基に付三法四十三仙に當る割合なりとの報告ありしが又同氏より同月二十一日附を以て本年同國に於ける養蚕の結果に就き左の報告を爲したり

伊國の養蚕業も最早終結を告げたれば茲に農工商務省最終の報告書に就き前便の續として左の結果を報告す

第一伊國蚕種調	收穫	八、六八三、八一〇基
第一伊國製日本種調	同	一、三八八、六三〇
第三日伊交種調	同	二、六八八、九五〇
第四日本輸入種調	同	三五〇、八四〇
合計	同	一、八六二、二三〇

右の外明瞭に其品拘を示さゝりしもの二十一萬二千四百八十基ある に由り市場に登りしもの總計千

三百七萬四千七百十基となるなり

以上記載せし物は唯市場に於て賣買せし額なり、然るに於市場に出でずして竈元家より直接に取引せし國總產額の最大部分を占む公の報告に依れば本年伊國の總產額は三千六百六十五基にして一基の平均價額は三法三十七參に當れば其合計は一億二千三百八十萬三千七百法に達すべし

◉雜報

◎九月中横濱の絲況

九月上旬の絲況は前月朔貫の盡維昨沈靜の姿にて格別活潑の手合はなきも聽も佛國向の紬物即ち羽前富貴紬江州彦根製絲紬の如き八百二十五弗の手合ありしが一時二百六番館の知き多數引込中過半以上の破談を爲し双外國爲替の不穩通にて市場何となく振はざりし七八日に至り三三館へ注文あり稍買氣を生せしに寶手も亦強氣を持ち互に一考するの姿然れども一方には外人五六百個の入荷にて在荷已に一萬二千餘個に達し中には荷主より賣急の向もあり只買氣翌た九月十八番及百九十八番が電報問合等を爲し居れば何れより打て出づべき乎と窃に當業者の注意する處なりに果せる哉十日の午後に至り脊て競爭相敵視するの両館到もすれば買進まんとする風情にて互に秘術を盡し竟に百九十八番は本國の返電を得非常に進み始め二千個迄くと一時に買集め何れも先直に比し五弗乃至十弗の高直なれば甲九十番も買出る者出來さる有樣を呈し此競爭の爲め後棒を得たると謝少なきす而して其品質は歐洲にあちすして曾米國向の信州もの重なれば本年歐洲の養蠶不作等先般來絲價の騰貴今や米國に移りしもの乎米國向大に人氣を扇はし十三日には甲九十番も買始め日々六七百個の手合十七日に

は千二百個の手合あり隱て絲價も四五弗方高價にて歐米商向共に高氣なる也後の百八十九番の買占め後續りたるものもなく格別買進み目覺しき手合も出來さりしが又もや百九十八番等一夫々注文逃したる模樣あり市場の氣勢日々强氣の一方に傾き信州有名器械は一般賣惜む知き風情なりしに十九日に至り再百九十八番は買出んと火強氣の一方に傾き翌二十日に至り一時に買古かや午後二時迄に信州器械のみにて九百個も買込絲價も午後の知きは一層高直に十日の出來直に比すれば二十六七弗乃至四十弗高に出來し信州有名中の太陽社は八百四十弗に其他大抵八百弗以上に上り續て市場活潑絲價退き上進するに至り二十三日信州信陽社羽前多勢社尾州犬山社等は八百五十弗信州開明社は六十弗同長信社は六十五弗に昇り賣に意外の勢なるが甘四日には信州器械は十弗高を唱へ商館も稍踏躊するの姿なるも甲九十番は前日坐線を高價に買取せし餘勢掛出折返絲を買窟り折返絲のみ殆と千餘個の手合せありて其相場は先直に比すれば平均三十弗高直にて翌甘五日は日曜日にも休業なく諸部本國よりの注文に接したるか歐米向器械坐線折返奥仙濱付に至る迄直組あり二百百個の入荷直に進み信州館は九百弗同伊奈商社は九百五弗と云ふ明治九年以來の高直を見し前に百九十八番に出來の直に比し七十五弗の暴騰にて市場殆んと狂するが如し續て甘六七兩日も甲九十番百九十八番等の買込あり漸々高價に上り終に甘八日信州吉澤器械を九百三十弗と云ふ報告を示し八月の最高價より双百弗餘の高價に至り實に近來の勢況と云へきなり抑も斯く市場の光況を知るは其原因何れにあるや當業者たるもの面識思はさるへからず而記せし如く今日に至り実然坐線折返等の需貴せしものの亦た其原理究を要すへきものなり編者か熟考する所は絲價の基源は所謂歐洲にあり歐洲の需貴漸々頃日米國に移りしものなる乎兎に角本年伊佛の不作は素より支那の不作か一大原因を有するものならん斯る年柄に於ては我製絲家も勉めて内地の消費を後に回し海外輸出の増加を謀るへきこと國家の經濟なり而して只遺憾とするは内地商人にして海外の通信を勉めて曾に横濱外商の鼻息を窺ふに止まらざらんことを今假に我商人

に して甲九十番戚は百九十八番の如き者ありとせば今日絲價の騰貴は尚幾許乎早き に現はれ内地荷主の裨益又勘少ならざるべし實に外商の勢力たる彼の百九十八番が一日に買込し價額にても一百萬圓の巨金にあり豈に國家の經濟を談する者思はざるへけんや尚九月中毎日の手合額を始め最高價格等其詳細は次項に就て知るべし

◎九月中横濱生絲手合高同最高價格及標準相場

日	毎日手合高	毎日手合最高價もの	標準相場
一日	三百四十六個	羽前富貴山社　八百二十五弗	七百八十五弗
二日	三百九十個半	江州彦根製糸社　同	同
三日	三百三十九個半	美濃々信社等　七百七十弗	同
四日	休		
五日	二百三十一個半	甲州　米一山　七百三十弗	同
六日	二百三個	信州創陽社等　七百六十弗	同
七日	ナシ		
八日	二百二十八個	甲州　共隣社　七百八十五弗	同
九日	四百九十四個半	石州　加　舎　七百七十弗	同
十日	二千七百五十五個半	信州　大　陽　社　八百五弗	
十一日	休		
十二日	六百七十七個	羽前多勢社等　八百二十五弗	同
十三日	七百五十個半	美濃金華社　八百二十弗	同
十四日	千百八十六個	羽前羽陽軒　八百三十弗	同
十五日	三百七十個半	武州牧其原社　八百五弗	同
十六日	七百七十三個	武州武陽社　八百五弗	同
十七日	七百三十一個半		
十八日	千二百二十一個	羽前　昇　社　八百弗	同
十九日	三百二十九個	同　日　昇　社　八百弗	同
二十日	四百十九個半	相州京浜殖産會社　八百十五弗	同
二一日	四百五十五個半	信州大陽社等　八百四十弗	同
二二日	八百三十五個	羽前長盛軒　八百四十弗	同
二三日	千二十五個半	信州明十社　八百二十五弗	同
二四日	千三百十六個	信州長信社　八百六十五弗	同
二五日	二百三十七個	岩代金華協同會社　八百八十弗	同
二六日	四百九十個半	信州伊奈社　九百五弗	同
二七日	二百七十個	江州日野社　九百十弗	同
二八日	五百四十一個	信州玉川組　八百七十弗	同
二九日	三百九十個半	信州吉澤器械　九百三十弗	同
三十日	八百七十一個半	信州三工社　九百七弗半	同
三一日	八十個	信州松城館　九百七弗半	同

◎横濱蚕絲貿易商組合規約の確定

神奈川縣廳か第五十六號の縣令を以て蚕絲貿易商組合取締規則を發布し組合設置の改正を促したるより一大紛議を惹起し遂に同地に於て二箇の組合を設立せんと雙方より規約を制定して認可を請求するに至り縣廳も大に其處分に困難を來し殊に東京日々新聞の知きは一種の感情を抱き官民共に飽る騒然たりしが其後大谷嘉兵衛原六郎の兩氏等も仲裁の勞を取り雙方の間を斡旋したる結果にて漸く讓合となり仲裁者が折衷起草したる蚕絲貿易商組合規約に依り共同一致の組合を組織する事に決し該規約書へ同業者一同の調印を爲し更に創立願書を差出し縣廳は農商務省へ稟議の上之か認可を爲し全く同業

日	毎日手合高	毎日手合最高價もの	標準相場
十日	千二百二十一個		同
十一日	三百二十九個		七百九十二弗半
十二日	四百十九個半		七百九十五弗
十三日	千二百十九個	美濃瓦工社　八百弗	同
十四日	三百二十七個	同　日　昇　社　八百弗	同
十五日	休		
十六日	三百三十一個半	美濃々信社等　七百七十弗	同
十七日	二百三個	甲州　米一山　七百三十弗	同
十八日	ナシ		
十九日	二百二十八個	甲州　共隣社　七百八十五弗	同
二十日	四百九十個半	信州　加　舎　七百七十弗	同
二一日	二千七百五十五個半	信州　大　陽　社　八百五弗	
二二日	休		
二三日	六百七十七個	羽前多勢社等　八百二十五弗	同
二四日	七百五十個半	美濃金華社　八百二十弗	同
二五日	千百八十六個	羽前羽陽軒　八百三十弗	同
二六日	三百七十個半	武州牧其原社　八百五弗	同
二七日	七百七十三個	武州武陽社　八百五弗	同
二八日	三百七十一個半		
二九日	千二百二十個	信州　大　陽　社　八百弗	同
三十日	八百十個	信州　明　十　社　八百弗	同
三一日	千三百十六個	信州　長　信　社　八百弗	同
四日	二百三十七個	信州　伊　奈　社　九百五弗	同
五日	四百九十個半	江州　日　野　社　九百十弗	同
六日	二百七十個	信州　玉　川　組　八百七十弗	同
七日	五百四十一個	信州吉澤器械　九百三十弗	同
八日	三百九十個半	信州　三　工　社　九百七弗半	同
九日	八百七十一個半	信州　松　城　館　九百七弗半	同
十日	八十個		同

者紛議も目出度落着するに至りたり其規約全文を掲くれば左の如し

因に記す彼の議論のありし仲次業を組合に知ふる件は削除して仲次商の組合を設け之を貿易商組合の管轄に屬せしめ總會には仲次商の總代として二名の議員を出す事に改正せり

神奈川縣蠶絲貿易商組合規約

第一章　組則

第一條　本組合は明治二十五年神奈川縣令第五十六號に依り神奈川縣蠶絲貿易商を以て組織するものにして神奈川縣蠶絲貿易商組合と稱す

第二條　本組合事務所は橫濱市本町一丁目五番地に設置し組合一切の事務及取扱ふものとす

第三條　本組合の目的は組合員互に共同一致し以て蠶絲貿易の發達を計り併せて營業上の利益を企圖するに在り

第四條　組合員にして怠合上依業上の信用を失ひたるものは組合員たるの權利義務を中止するものとす

第五條　本組合に置したるものは總濱市内に店舗を設け蠶絲貿易商業を營むものとす

第六條　組合員に關する規程は總組合總會の議決に依り別に之を定め本規約に繼り爲しする場合は後日之を廢むるものとす

第七條　營業上に關する規程は組合總會の議決に依り別に之を定め本組合事務の認可を受くるものとす

第八條　本組合員は蠶絲仲次業者は毎年一月幾員二名乃至五名に限り組合總會に出席せしむるものとす

第九條　仲次業に關する事項は該業者に於て議決するものとす

但營業規程及其業なる件は本組合總會の承認を經るものとす

第二章　加入及退去

第十條　本組合に加入せんとするものは申込書に信認金を添へ事務所へ差出し同所に備付の本規約書に記名捺印し證票の付與を請ふ可し

第十一條　事務所に於て加入申込書を受けたるときは左記雛形の證票を附し組合員は之を店頭に掲くるものとす（雛形略す）

第十二條　證票は組合事務所に於て調製し其代金は交付のさき組合員より之を徴收す

第十三條　當組合を退去せんとするものは廢業の手續を了したる後も屆書を添へ事務所へ差出すものとす

第十四條　事務所に於て退去の申込を受けたるときは本人に代り一切の義務を完了せしめ證票を引取前の手續なく信認金を返戻するものとす

第三章　信認金

第十五條　組合員は其規約を確守し營業を誠實にする爲め左の種別に依り信認金を組合事務所に預け入るべきものとす

蠶絲買込商信認金　金五百圓

蠶絲仲次商信認金　金二百圓

第十六條　信認金は組合事務所に於て之を會計し其左の種別に拠るものとす

一　現金

一　公債證書

但現金預代債券は預取に於て確實と認むる銀行に預け通利を生じ利子は年度割賦にて公債證書を以て　するものとす

第十七條　預取に於の場合に於て組合費員の場費を得て本人の信認金より控除することあ　る

一　組合經費の徴收に應ずざるとき

一　組合員の中に依り支出すべき金員の徴收に應ずざるとき

一　違約金を納付ざるとき

第十八條　當條に掲り信認金を控除せられたるものは其通知を受けたる日より日以内に其不足額を補充するものとす

第十九條　信認金の預證書は預授受の手字を用し貿易書入質入及當書入質入を爲す事あるものとす

第四章　總會

第二十條　總會は蠶絲貿易商組合員及仲次商代表者二名を以て組織するものとす

但仲次業代表者は總會に關する諸事に關する場合に於て出席するものとす

第二十一條　總會を開催して二月一日定期會とし毎年一月開會するものとす定式總會開會は開取に於て必要と認むるときは組合員四分の一以上の動議あるときは臨時總會とす

第二十二條　臨時總會は開取に於て必要と認むるときは組合員四分の一以上の動議あるときは開會するものとす

第二十三條　定式總會開會は少くも日以前に通知し臨時總會は其開べき事由を掲げ總員に從の通知するものとす

第二十四條　總會は議員過半數出席するに非ざれば開會するを得ず

但開議時間に至り議員過半數出席するときは三分の一以上の出席議員にて開會することを得

第二十五條　總會議事は出席員の過半數なるときは會員の決する所に因る

第二十六條　議題の事項重大ならざるものは頭取に於て臨時總會を開くの代りに書面を以て數者の決を求むることを得

第二十七條　議事細則は別に之を定む

第五章　役員及權限

第二十八條　當組合の役員は左の如し

頭取　一名

副頭取　一名

委員　五名

書記　數定員

第二十九條　正副頭取及委員は名譽職とし其任期は一ヶ年とし毎年一月定式總會に於て改選す

但前任者は再選任することを得

第三十條　正副頭取及委員の選擧法は組合員より連名投票を以て七名の委員を撰擧し該當選者の互選を以て正副頭取を定むるものとす

第三十一條　頭取は組合を代表し其事務を總理し書記其他を任命し總會の會長となり并に會議の招集議事の準備議決の執行を爲すものとす

第三十二條　副頭取は頭取を補佐し頭取事故あるときは代理するものとす

第三十三條　委員は正副頭取の諮詢に參與し之を補佐す

第三十四條　正副頭取は當組合上の利害得失に注意し組合の信用を保持し第三條の目的を達する方力むべし

第三十五條　本組合經費の収支豫算并に賦課徴收の方法は毎年一月の定式總會に於て議決す

第六章　經費賦課徴收及報告

時總會の議決を經るものとす

第三十六條　前年度の收支精算報告は毎年一月の定式總會に於て認定に付するものとす

第七章　議約處分

第三十七條　本約及營業規程并に總會の議決著しく頭取に於て爲したる處分に服從せざるものは議約の輕重に依り總會の議決を以て二箇以上二十箇以下の議約金を課し頭は場合に依り議約處分の理由を詳記し之を新聞紙上に廣告することあるべし

第三十八條　議約金分なしたるときは其損害を賠償に上申すべし

第八章　補則

第三十九條　組合員相互間に起る紛議及組合員と內外商人間に起る紛議に付經方久は一方より組合に對し仲裁調停を請ふときは頭取に於て適當なる仲裁調停を爲すべし

第四十條　內外商人の組合員に對する取引上紛議を生ずたる場合に於て內外商人我組合の仲裁調停に服せざるか又は我意を貫徹せんとするときは總會の議決に依り證拠物の處分を爲すことあるべし

第四十一條　本規約改正變更したるときは其都度本廳知事の認可を受く可し

第四十二條　第七條に依り編成したる營業規程并に總會に於て議定したる項は本規約と同一の効力を有するものとす

◎農務局製造蠶種の請求者の多きと其分配

西ヶ原に在る農務局蠶絲試驗場に於て試驗の爲め製造せし蠶種を毎年試育とし少量づゝ各地方へ配付せられ來りしが近來其成績の宜敷きと他製の及ふ所にあらざれば追々各地方より希望を屬する者の年一年に多きを加へ殊に方今民間に販賣するもの、粗製濫造に流るゝもの多きにあれば本年の如き一層請求者を增加し客月中旬迄に農務局へ申込みありし高一萬二百三十八糎の官衙と二百五十五人の篤志者にて其蠶種枚數三千九百九十六枚なりしが素より農務局に於ては夫程の製造なきは勿論只試驗用の爲め製造せしもの、に過く本局試育の分を殘し壓製六百五十九枚を右請求の廉へ一枚づゝ分配せらゝの部合にて目下荷造中なるか剛來は一切請求に應せさる由にて又應すべき蠶種も更に なしと云ふ而して右請求者中原種用に供する者を選て普通製を望みて之れか請求を爲す者往々在る由果して然りとせは實に測れなきなと云ふべきなり今日の蠶種製造家にして未た有等の類往々あるに於ては之か需用者たる我養蠶家は如何せん編者は特た恢然に退くす抑も農務局に迄原種を要求するが如き製種家にして壓製と普通製と蠶種精選上其利害の差違あるを知らざるや斯る未開の製種家の多々あるに於ては

我國蠶種製造の程度思ひ知るべきならん

◎製絲場紫濕鐘の破裂

長野縣上伊那郡宮田村に設置する木製々絲用濕鐘は去る七月廿五日破裂し即死二人負傷五人なり又同縣諏訪の七曜社製絲場に於ては八月十四日の朝濕鐘破裂して火夫一人即死せり而して同場の濕鐘は隨分大なるものにて鉄鋼片重さ百貫目餘のもの東方四町餘の處へ飛ひ家屋等を損傷せしも幸にして工女等他に負傷なきも製絲家たるものゝ注意すべきことに其原因は火夫の不熟練にありと云ふ

◎佐々木長淳氏の蠶種簡便貯藏法

大日本蠶絲會名譽會員佐々木長淳氏は此程簡便なる蠶種貯藏法を案出し岩手縣の蠶絲業取締所へ送付せられたりとて同地より報道ありしが其要領簡短にして頗る緊要の事而已是れ一般蠶業家の了知し置べきとなれば左に其要領を示さん

一涼しく塞き處　二靜かなる處　三風の通ふ處　四濕ちぬ處　五畑の來ぬ處　六總て臭のせぬ處　七日光の差込まぬ處　八煙烟せぬ處　九火鉢行燈巨燭は勿論總て火の氣のなき處　十種と種と摩れ合はぬ樣なすと　十一天井の下一尺の處に動かぬ樣に吊し置くと等なりと云ふ

◎小田原に養蠶傳習所創設の計畫

相州小田原に於ては兼て士族授產の爲め共有金六千餘圓ありしが過般來有志は此金を以て明春より養蠶傳習所を設立して斯業の擴張を爲さんと協議會を爲したるが該會は之を設立するに決せりと云ふ實に左もあるべきとなり授產金を保護預けと爲し利子を目的と爲すが如きは世間往々あり利子以て多數士族が授產の目的を達すべき哉否

◎三重縣繭生絲品評會開設の計畫

同縣に於ては明治十九年已來七年間品評會の設置廢絶して漸く各郡に之を開設する其規模少にして得る所少なきを以て來る明治廿六年度に於ては縣下一般の繭生絲品評會を開設し斯業改良の方針等を知悉せしめんと各郡の組合委員等は集會し地方稅より該費用の補助せられたしと知事へ請願したりと云ふ

◎山形縣の製絲改良協會

山形縣西村山郡雲川江口山形製絲協會なるものを創立し製絲の纖度と裝飾を一定にするか爲め共同場返場を設け共同の販賣を爲し尙同地方は同一の蠶種を飼育し絲質の改良と斯業の擴張を謀る由なり

◎養蠶家の美舉

上州南勢郡石井村は近來の養蠶上作なりしが同村の富なるもの集會して本年の豐作に際し附來不慮災害救恤等の爲め收繭十貫目に付金拾錢づゝの割合にて驛遞局へ貯金するとに決し其人員五十四名にて金員三十四圓を預け入たりと云今其金員を繭の目形に直せば三百四十石にして其多額なると又美舉なるに感せり

◎製絲工女の同盟罷工

山梨縣の矢島製絲場工女百餘名か九月廿九日同地公園望仙閣に會して同盟罷工を企て賃金の增加を請求し二百六十人の工女か一時出奮め尙其風波同地矢島善七方の工女百五十人にも及び既に其企てありしも事未發に防きたる由にて一時は同地の騷き話しなりしが事情如何次第歟兎に角も屋主と工女の間相互に注意して後來痛るとの世上に再びなきとを望むにあり

◎大日本蠶絲會員の新加

大日本蠶絲會は當春設立以來追々會員も增加せしが去る九月中の入會者は左の如し

秋田　平山靖彦　○名譽會員

東京　鹿田四郎　○賛成會員

福井　大和田莊七

香川　井上甚太郎　○特別會員

京都　佐藤樹太郎

埼玉　鳥山竹藏

山形　日向三右衛門

秋田　高山正孝

島根　河上甚吉郎　○通常會員

田井龜吉

新潟　井口伊右衛門

茨城　岡本臨吉

栃木　泉地龜藏

群馬　中山重兵衛

秋田　服部和七郎

島根　馬場安

新潟　五十嵐惇爾

東京　太田資時

福井　松山民之助

京都　内海柳三

新潟　水落清吉郎

奈良　氷口侮一郎

静岡　大井兵平

山梨　大戸清五郎

静岡　田村壽太郎

岡山　秋田墨次

鳥取　矢吹平司

福島　佐藤善吉

山形　菅原敬齋

埼玉　岩手

秋田　佐々木春吉

福井　原田宇源太

島根　恒松五郎

京都　荒賀庄太郎

静岡　岩田健治

山梨　千宮崎平一

静岡　笠原清次

福井　馬場純治郎

山形　齋藤外市

岡部瓦輔

愛媛　紀伊律太郎

島根　原敬齋

鳥取　飯野久吉

阪口平兵衛

鶴吉

本會報告第四號に川口三郎兵衛とあるは佐山三郎兵衛森本信宿とあるは森本信宮の誤りなり